



# 宮 崎 県 公 報

平成20年7月22日（火曜日） 第 2000 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……（行政経営課） 1
- 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する  
条例施行規則及び宮崎県野生動植物の保護に関

頁

する条例施行規則の一部を改正する規則……（自然環境課） 1

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了……（建築住宅課） 1

### 教 育 長 訓 令

- 宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正  
する訓令……… 1

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年七月二十二日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第四十九号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和四十年宮崎県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表土木事務所長の項第二十号中「（日向土木事務所にあつては、日向市の行政区域に係るもので建築基準法第六十条第一項第四号に規定する建築物に係るものを除く。）」を削る。

別表の付表第八号及び第九号を次のように改める。

八 「宮崎産なら安心」産地体制確立事業補助金交付要綱（平成二十年四月一日定め）に基づく補助金

九 みやざきフロンティア農地再生事業補助金交付要綱（平成二十年四月一日定め）に基づく補助金のうち、農業法人設立促進事業に係る補助金

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表土木事務所長の項第二十号の改正規定は、平成二十年八月一日から施行する。

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則及び宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月二十二日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第五十号

#### 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則及び宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則（昭和四十八年宮崎県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一号ウ(ウ)中「第二條第四項」を「第二條第五項」

に改める。

第二十六條第一号タ中「第二條第四項」を「第二條第五項」に改める。

（宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成十八年宮崎県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号セ中「第二條第四項」を「第二條第五項」に改める。

第十三條第一号ナ中「第二條第四項」を「第二條第五項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成20年7月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字宮村字岩切1950番3、1950番3地先水路の一部、1905番16の一部	都城市古尾町 758番地1 都城木材株式会社

## 教 育 長 訓 令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年七月二十二日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

### 宮崎県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁  
各 出 先 機 関  
各 教 育 機 関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成十七年宮崎県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項の項から教育機関の長共通専決事項の項までを次のように改める。

出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項</li> <li>二 その他の専決事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項</li> <li>2 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項</li> <li>3 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項</li> </ul>
専決事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 専決事項</li> <li>2 専決事項</li> <li>3 専決事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 専決事項</li> <li>2 専決事項</li> <li>3 専決事項</li> </ul>
教育機関の副長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教育機関の副長</li> <li>2 教育機関の副長</li> <li>3 教育機関の副長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教育機関の副長</li> <li>2 教育機関の副長</li> <li>3 教育機関の副長</li> </ul>
副部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 副部長</li> <li>2 副部長</li> <li>3 副部長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 副部長</li> <li>2 副部長</li> <li>3 副部長</li> </ul>
出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項</li> <li>2 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項</li> <li>3 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項</li> <li>2 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項</li> <li>3 出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項</li> </ul>

附 則

この訓令は、平成二十年八月一日から施行する。